附則第五条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第七条」に、「附則第三条第二項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に、「前各項」を「前三項」に、「附則第三条第三項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第五条」を「第七条」に、「附則第三条第四項に規定する」を「別に」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の四項を加える。

6　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第五号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

7　第二項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

8　第四項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

9　第五項に規定する政令で定める日までの間、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号及び第二号の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

附則第六条を次のように改める。

（資産運用・保険監督局の所掌事務の特例）

第六条　資産運用・保険監督局は、第八条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの（同法第六十四条から第六十九条までに規定するものに限る。附則第十二条において同じ。）並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除く。

附則第七条を削る。

附則第八条の見出し中「総務課」を「信用課」に改め、同条中「総務課」を「信用課」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第九条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十一条」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第十九条」を「第二十条」に、「附則第三条第二項」を「附則第五条第二項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第十号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「、取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

附則第九条に次の三項を加える。

4　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

5　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

6　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十条の規定の適用については、同条第一項第六号及び第七号の金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条の見出し中「監督局」を「銀行・証券監督局」に改め、同条第一項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「附則第三条第三項」を「附則第五条第四項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局総務課の所掌に属するもの並びに銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条第二項中「監督局」を「銀行・証券監督局」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「附則第三条第四項」を「附則第五条第五項」に改め、同項ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局総務課の所掌に属するもの並びに銀行・証券監督局参事官及び検査監理官」に、「属する」を「属させられた」に改め、同条を附則第九条とし、附則に次の三条を加える。

（銀行・証券監督局参事官の職務の特例）

第十条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、銀行等保有株式取得機構を含むものとする。

2　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

4　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十四条の規定の適用については、同条に規定する第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものに係るこれらの規定に規定する金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

（検査監理官の職務の特例）

第十一条　法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、第二十五条第一項中「検査並びに」とあるのは「検査」と、「実施する検査」とあるのは「実施する検査並びに銀行等保有株式取得機構に対する検査」とする。

2　附則第五条第二項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3　附則第五条第四項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4　附則第五条第五項に規定する政令で定める日までの間、第二十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する第七条第一項第二号に規定する検査に係る同号に規定する金融機関等には、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

（資産運用・保険監督局郵政金融課の所掌事務の特例）

第十二条　資産運用・保険監督局郵政金融課は、第三十条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除く。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年八月七日から施行する。

（企業会計審議会令の一部改正）

第二条　企業会計審議会令（昭和二十七年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。